# 令和5年度(2023年度) 北海道中標津支援学校の部活動・同好会に係る活動方針

生徒指導部

## 1. 活動方針策定の趣旨等

- (1)「北海道の部活動の在り方に関する方針」及び「道立学校に係る部活動の方針」(平成31年2月28日付け教環第831号通知)並びに「北海道の部活動の在り方に関する方針」及び「道立学校に係る部活動の方針」に関する質疑応答集(令和2年3月版)に基づき、本校における部活動等に係る活動方針を策定する。
- (2) 部活動・同好会の実施にあたり、生徒の学校生活等への影響を考慮し、休養日や活動時間を設定し、けが の防止や心身のリフレッシュを図る。
- (3) 学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」に則り、教師の部活動・同好会指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動・同好会が持続できるよう効率的・効果的に行うものとする。
- (4) 本校生徒が学校の枠を超え、他校の生徒及び地域との交流活動への参加ができる環境を整える。
- (5) 生徒の放課後活動を充実し、健康の保持促進、豊かな人間関係づくり、趣味や興味の発見を目指す。

## 2. 運営のための体制整備

- (1) 開設する部活動等
  - ア 部活動:現在高等養護(支援)学校生徒が出場できる大会が実施されているもの
    - バスケットボール部
    - ・サッカー部 (フットサル)
    - 陸上部
    - 写真部
  - イ 同好会:校内のみの活動を基本とする。
    - スポーツ同好会
    - 音楽同好会
    - 文化同好会
- (2) 部活動・同好会に係る相談・要望の窓口

連絡先 〒086-1053 標津郡中標津町東 13 条北7 丁目 15-2

電話 0153-72-6700 FAX0153-72-6701

担当 教頭(高等部)

- (3)年間の活動計画書等の作成・提出について
  - ア 年間活動計画書を活動開始日の前日までに生徒指導部へ提出する。
  - イ 部活動・同好会生徒加入名簿を活動開始日の前日までに生徒指導部へ提出する。
- (4) 運営に係る体制について
  - ア 部活動・同好会の顧問は4月高等部会議にて校長より命課を行う。
  - イ 特定職員の負担とならないように、高等部所属教職員を顧問に配置する。
  - ウ 顧問が指導に入れない場合は活動を禁止とする。また顧問が更衣・下校指導にあたる。
  - エ 寄宿舎との連携 年間活動計画書、部活動・同好会生徒加入名簿を提出する。(生徒指導部により集約)
- (5) 運営に係る費用について

生徒会費(高等部)及び私費会計(後援会費等)から支出し、校長が決定する。

#### 3. 効率的・効果的な活動推進のための取組

部活動・同好会顧問は活動等実施において、生徒の心身の健康管理(体調変化、気象条件や気温、温度などの環境の変化に留意する)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰、不適切な指導、ハラスメントの根絶を徹底する。

(1) スポーツ系部活動・同好会における指導

スポーツ系顧問は、次のとおり生徒に対する指導を適切に行う。

- ア スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること。
- イ 過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。
- ウ 生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ木を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図ること。
- エ 生徒が技能や記録の向上等、それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえたトレーニングを導入し、休養を適切に取りつつ短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- オ 保健体育担当教師や養護教諭等と連携・協力し、障がいの特性や発達の個人差、成長期における体と 心の状態等に関する正しい知識に基づく指導を行うこと
- (2) 文化系部活動・同好会における適切な指導

文化系顧問は、次のとおり生徒に対する指導を適切に行う。

- ア生徒の健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取ることが必要であること。
- イ 生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう お書すること。
- ウ 専門的知見を有する教師と連携・協力し、障がいの特性や発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識に基づく指導を行うこと。

## 4. 適切な休養日等の設定について

# (1) 休養日の設定

ア 週あたり2日以上の休養日を設ける。

課業日は必ず1日以上を休養日とし、原則として休日及び祝日は休養日とする。

- イ 休日又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ウ学校閉庁日は原則休養日とする。
- (2)活動時間の設定
  - ア 1日の活動時間について、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とし、1週間の活動時間は、11時間以下とする。
  - イ 大会、試合等の前で、休日、祝日にやむを得ず活動を行う場合は、校長と協議し決定する。
  - ウ 学校所在地又は活動を行う予定の地域に、気象庁の高温注意情報が発せられた時間帯は、原則として 活動を行わない。

# 5. 生徒のニーズを踏まえた部活動・同好会の整備

- (1) 部活動・同好会の設置、廃止
  - ア 生徒の希望に基づき、生徒や教師の数(指導者数)を踏まえ、部活動・同好会顧問の専門性等を考慮して設置する。
  - イ 毎年、部活動・同好会の設置、廃止について協議する。
- (2) 合同練習などを行う場合は、事前に校長と協議し、保護者の承諾を得るものとする。

#### 6. 大会等への参加について

年間活動計画に示された大会への参加を原則とし、それ以外の参加については、校長と協議する。

## 7. 部活動・同好会の充実に向けて

- (1) 部活動・同好会の充実を図る取組
  - 部活動・同好会の教育的意義を全教職員が共通理解し、効果的に指導を行う。
- (2) 部活動・同好会顧問と生徒の信頼関係づくり

を含めた適切な集団づくりを行うこと。

- 部活動・同好会顧問は次のとおり適切な指導を行う。
- ア 指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の発達のために適切な指導の内容や方法であること等を生徒に理解させた上で取り組ませるなど、部活動・同好会顧問と生徒の両者の信頼関係づくりに努めること。
- イ 部活動・同好会の指導にあたっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定したりするよう な発言や行為をしないこと。
- (3) 部活動・同好会における集団づくり 部活動・同好会の各集団内においては、生徒が互いに障がいの特性等を認め合い、暴力やいじめ等の防止
- (4) 家庭や地域との連携を図る取組 保護者の部活動・同好会への理解を深め、学校と家庭が連携しながら指導に取り組めるよう環境づくりに 努める。

令和5年(2023年)4月1日施行